冷蔵倉庫に関するＱ＆Ａ

Q1　今回の改正で倉庫の固定資産税がどう変わるのですか？

A1　もともとあった倉庫の評価替え時の経過年数による評価額の減少率が大きくなり、税額が安くなります。
ただし、建築年が古い建物については税額が変わらない場合があります。

Q2　改正の対象となる「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

A2　対象となる「冷蔵倉庫」は、構造が非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造など木造以外の建物）で、保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫です。

Q3　倉庫内に業務用冷蔵庫を設置していますが該当しますか？

A3　倉庫自体に冷蔵機能を備えているものでなければなりません。倉庫内に単に業務用冷蔵庫やプレハブ方式冷蔵庫を設置している場合は、該当しません。

Q4　実地調査で何を調べるのですか？

A4　所有されている非木造の倉庫が「保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。
該当する倉庫が建物内部で複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途（冷蔵倉庫が床面積の 50 パーセント以上）であるかどうかなど床面積の確認などを行います。

Q5　実地調査当日に用意しておく書類はありますか？

A5　床面積（冷蔵倉庫部分）の確認を行いますので、寸法が分かる平面図をご用意ください。
また、保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）や冷却設備の稼働状況、保管温度などを記録した「運転記録簿」などのご準備をお願いします。
もし、お持ちでない場合は、税務課へお電話をいただく際にお知らせください。

Q6　いつから税額が変わるのですか？

A6　次回の評価額の見直しの年である平成 24 年度課税分から変更になります。